平成２５年（フ）第４４３号
相模原市緑区二本松４丁目16番１―403号
債務者　榎本　　勉
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４５０号
相模原市南区南台１丁目３番８号　南台ホワイトハイツ301
債務者　清水　俊行
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８号
神奈川県座間市相模が丘３丁目33番11号
債務者　市来健二郎
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１号
相模原市南区相模台２丁目23番４号　相模原ヴィレッヂ105号室
債務者　藤平松太郎
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１２号
相模原市南区相模台２丁目23番４号　相模原ヴィレッヂ105号室
債務者　藤平志津江
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３号
相模原市南区相模台２丁目23番４号　相模原ヴィレッヂ105号室
債務者　藤平　幸男
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８３号
新潟県三条市西中1879番地２
債務者　鈴木　龍介
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８４号
新潟県三条市西中1879番地２
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８５号
新潟県燕市桜町851番地２、前住所新潟県燕市花園町30番14号
債務者　宮島　宏昭
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１７８号
静岡県富士宮市大中里832番地の１
債務者　小島　綾夏
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２５２号
堺市堺区海山町３丁161番地８
債務者　勢力　清隆
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４号
堺市堺区北庄町１丁７番１―710号
債務者　山下　　都（旧姓高澤）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
堺市南区晴美台１丁29番12―210号
債務者　久保田雄次
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
堺市東区野尻町198番地　大津池第２コーポ２―Ｃ
債務者　山縣　一生
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
堺市東区野尻町198番地　大津池第２コーポ２―Ｃ
債務者　山縣由利子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
山形県東田川郡三川町大字成田新田字内島野197番地、前住所山形県鶴岡市道形町50番11号
債務者　齋藤　　智
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１２号
群馬県太田市岩瀬川町449番地５　モンピエス102号、前住所群馬県太田市宝町163番地長谷川ロイヤルマンション202号
債務者　山内　正宏
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部